平成２２年（フ）第３２４号
千葉県我孫子市新木野４丁目33番８号
債務者　奥田　大介
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３２５号
千葉県我孫子市新木野４丁目33番８号
債務者　奥田　喜枝
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３５４号
千葉県柏市増尾５丁目14番１号
債務者　大塚　雅史
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３５５号
千葉県流山市三輪野山２丁目1156番地　テラス・リュ・ミェール１、住民票上の住所千葉県流山市大字西平井408番地の15
債務者　津野　リサ
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３６７号
千葉県松戸市常盤平３丁目27番地の２常盤平セントラルハイツ２棟101号
債務者　松下　典子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１１０号
松江市大庭町1331番地１　県営住宅八重垣団地1135号、前住所松江市上乃木５丁目１番45号
債務者　斎藤美千代
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３３号
福島県いわき市内郷宮町金坂６番地の18
債務者　小林千代子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１２７４号
愛知県海部郡大治町西條松下152－２　松下荘３号、住民票上の住所名古屋市熱田区五番町16番21号　みどり荘10号
債務者　成田　俊次
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０１号
山口県防府市牟礼今宿１丁目22番12号　グリーンハイツ201号
債務者　藤井　淳子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０３号
山口県美祢市秋芳町別府2415番地
債務者　三原　正之
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１７９２号
愛知県東海市名和町石田45番地の２
債務者　千田　信広
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９５８５号
埼玉県さいたま市大宮区上小町47―201
債務者　大森　法男
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９６１５号
東京都葛飾区小菅１丁目27―12　第２倉沢アパート101
債務者　佐藤　千紘
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９６８０号
東京都江東区潮見２丁目10―15―521
債務者　古賀　友子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９６８２号
東京都大田区西六郷３丁目30―20―308
債務者　鵜澤奈津子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９６８３号
神奈川県川崎市麻生区高石４丁目16―15―401
債務者　小高　好美
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９６８４号
東京都大田区新蒲田３丁目31―13
債務者　木村まどか（旧姓秋葉）
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午前11時
東京地方裁判所民事第20部